

ごみ出しに困っている高齢者・障がい者世帯等への戸別収集

福山市

ふれあい収集を行います!



福山市環境イメージキャラクター
「くわいちゃん」

皆さまが支援されている方に、ごみ出しで困っている方は
いらっしゃいませんか。

様々な原因により、自力でごみ出しができないという状況が
社会問題になっています。いつまでも安心して生活ができる

「ごみ出しのバリアフリー」に向けて、次の3点にご協力をお願いします。



- ① 支援を必要とする方の情報提供をお願いします。
- ② 申請書の代理申請をお願いします。
- ③ 訪問面談の日程調整・立会をお願いします。



収集の様子



収集車両



集合住宅



集合住宅

ごみ出し場所
の一例



戸建て住宅



1 事業(受付)の開始について

● 2025 年(令和7年)4月1日(火)から申請受付を開始します。

● 提出していただくもの

① 申請書(様式第1号) **申請窓口**で受け取るか、福山市**HP**からダウンロードしてください。

② 各種保険者証又は、手帳の写し ③ 難病疾患等を証明する書類の写し

※ 既に利用認定を受けている方は、新たな申請の必要はありません。

※ 本事業は、「**ごみ屋敷**」・「**空家**」の片付けを行うものではありません。

2 利用要件

福山市に在住し、次の要件を満たすこと。

① **単身世帯**のうち次に該当する人

■ **65歳以上**で**要介護1以上**の人

■ 次の障がい者手帳を有する人

ア) **下肢及び体幹3級以上**

イ) **その他2級以上**

ウ) **②以上の療育手帳**を有する人

エ) **1級の精神障がい者保健福祉手帳**を有する人

② 上記に準ずる世帯

※ ごみ出しが困難な実態が確認できれば、認定される場合があります。
(面談による個別対応)

3 戸別収集の内容

① 市の職員が申請者宅まで伺い、
直接ごみ収集を行います。

② 週1回ごみの収集を行います。

③ 希望者には安否確認(声かけ)を行います。

※ 燃やせる粗大ごみや、市で回収できないものは
収集しません。

ごみ出しの
バリア
フリー!



4 支援までの流れ

① 申請書提出

申請書と必要書類
の提出。
(代理申請 可)

② 訪問面談

申請者宅で面談を
行いますので、
日程調整・立会を
お願いします。

③ 結果通知

面談の結果
(認定・不認定)を
申請者へ通知。
※ 書面で郵送

④ 支援開始

週1回訪問し、
ごみ収集を行います。
希望者には
安否確認(声かけ)
を実施します。

||||||| 結果通知まで1ヵ月程度 |||||

申請窓口について

廃棄物対策課 TEL.084-928-1073
南部環境センター TEL.084-954-2125
西部環境センター TEL.084-930-0411

北部環境センター TEL.084-976-8809
東部環境センター TEL.084-940-2573

問い合わせ先

南部環境センター ☎ 084-954-2125

✉ nanbu-kankyocenter@city.fukuyama.hiroshima.jp

〒721-0956 福山市箕沖町107番地7 FAX.084-957-2174

